

品川区自転車駐車場の付置義務に関する要綱

制定	平成14年	3月27日	区長	決定
			要綱第	33号
改正	平成21年	3月27日	部長	決定
			要綱第	245号
改正	平成27年	3月6日	部長	決定
	平成27年4月		要綱第	76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例（平成13年3月30日条例第32号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき設置を義務付ける自転車駐車場の設置場所、構造等について必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例および規則の例による。

(設置場所)

第3条 自転車駐車場を設置する場所は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 施設または敷地内に設置する場合 施設の出入口付近とする。やむを得ず地下、屋上等に設置するときは、区長は、自転車を運搬できる余裕のあるエレベーター等の設置を求めることができる。
 - (2) 施設からおおむね50メートル以内に設置する場合 施設の出入口の側とするなど利用者の利便性に配慮した場所とする。この場合において、自転車駐車場への誘導案内等の措置を講じなければならない。
- 2 法令等により避難通路等公共の用に供することと定められている土地を自転車駐車場としてはならない。

(自転車駐車場の構造等)

第4条 条例第34条に規定する自転車駐車場の構造等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 駐車スペースおよび通路に簡易な舗装を施すこと。
 - (2) 自転車駐車場の通路の幅をおおむね1.5メートル以上確保すること。
 - (3) 自転車1台当たりの駐車スペースは幅0.6メートル、長さ1.9メートルを標準とし、なおかつ、面積1平方メートル以上とすること。
- 2 前項の規定にかかわらず、ラック等特殊な装置の設置により自転車を収容する場合は、自転車1台当たりの駐車スペースは、当該ラック等特殊な装置の仕様によることができる。
- 3 自転車駐車場を設置する者は、自転車駐車場に自転車駐車場の名称、管理者、使用上の注意などを記載した表示板を掲げなければならない。

4 自転車駐車を設置する者は、必要に応じ、自転車駐車場と外部を区別する柵、照明設備等を設けるものとする。

(大学等に関する特例)

第5条 条例第29条第1項の表に規定する学習、教育、趣味等の教授を目的とする施設のうち、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第1条に定める大学、高等専門学校、高等学校について、同表の自転車駐車場の規模を算定する場合にあっては、規則第22条第8号の規定により算定して得た面積を上限として当該大学等の学生または生徒の総数に占める自転車利用者の割合を勘案して別に定める。

(委任)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、防災まちづくり部長が定める。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。